

小規模企業共済契約者の皆様へ

災害時貸付

災害時貸付は、地震、台風、火災等の災害により被害を受けた場合、事業資金を短期間(最短即日貸付)で貸付する制度です。被災(罹災)証明書が必要です。

詳しくは、中小機構小規模共済融資課・最寄りの商工会、
商工会議所、中小企業団体中央会にご相談下さい

災害時貸付は、災害救助法が適用された災害等又は一般災害(火災、落雷、台風、暴風雨等)により被害を受けたために経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を短期間で貸付する制度です。

1

貸付対象者は、50万円以上の貸付限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害、または一般災害(火災、落雷、台風、暴風雨等)の影響により、次の(1)または(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けている方。

- (1) 被災区域内にある事業所または主要な資産(※)について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。
- (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高(※)が前年同月に比して減少することが見込まれること。

※ 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2

貸付限度額

掛金納付済期間に応じて定める割合を乗じて得た金額で、既にその他の貸付を受けている場合にはその残高を控除した額の範囲内において、50万円以上で5万円刻みの倍数となる金額になります。

3

取扱期間

災害発生の日から6ヵ月以内

4

貸付条件

- (1) 貸付金額
貸付限度額の範囲内で50万円以上5万円刻み
- (2) 貸付金の使途
共済契約者の事業の安定に必要な運転資金又は設備資金

5

貸付利息

年利0.9%
(但し、返済が延滞した場合、延滞期間に対しては年利14.6%を付加されます)

6

貸付期間

50万円以上500万円まで 期間36ヵ月(3年)
505万円以上 期間60ヵ月(5年)

7

償還方法

6ヵ月毎の元金均等割賦償還
(各償還期日は貸付日より6ヵ月毎の応答日になります)

8

貸付窓口

商工組合中央金庫本店又は支店
営業時間(平日9:00~15:00<銀行休業日は除きます>)
受付の際は多少お待ちいただくか、14時以降の受付については、翌日の貸付になる場合があります。

- 商工中金以外に貸付窓口を登録している方は、貸付実行まで約2週間かかります。
- お借入希望金額等によっては貸付実行までに日数がかかることもありますので、ご了承ください。

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

小規模共済融資課

03-3433-8811(代)

貸付を受けるまでの手順と必要書類等

	手 順	必要書類・お問い合わせ先等										
事 前	1 ご自身の貸付限度額を確認します 既に貸付をご利用中の場合は現存債務を除いた貸付可能額が50万円以上必要です。	お手元の「貸付限度額のお知らせ（様式㊦803）」をご覧ください。当機構にお問い合わせください。										
	2 被災(又は罹災)証明書入手します ①災害救助法が適用された災害等の場合 及び一定割合以上の売上高の減少等を理由に申込を行う場合(※) ②一般災害(火災、風水害等)の場合	「被災証明願（様式㊦840）」 商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）等で証明を受けます。 (※)一定割合以上の売上高の減少等を理由に申込を行う場合は「被災証明書」の他、別途資料が必要となります。予めご相談窓口でご確認ください。 「罹災証明書」 市町村、消防署等で証明を受けます。										
店 頭	3 印鑑証明書と収入印紙をご用意ください 共済契約者ご本人の印鑑証明書（3ヶ月以内発行の原本1通）と借入金額に応じた収入印紙をご用意ください。	「印鑑証明書」（3ヶ月以内発行の原本） 「収入印紙」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入金額</th> <th>収入印紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>55～100万円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>105～500万円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>505～1,000万円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	借入金額	収入印紙	50万円	400円	55～100万円	1,000円	105～500万円	2,000円	505～1,000万円	10,000円
	借入金額	収入印紙										
50万円	400円											
55～100万円	1,000円											
105～500万円	2,000円											
505～1,000万円	10,000円											
4 他にご用意いただくもの 商工中金店頭で借入契約を結ぶ際に、上記証明書等の他に、本人確認等で右記のものが必要となりますので、事前にご用意ください。	「機構からの通知等」（契約者番号が印字してある物） 例：「貸付限度額のお知らせ」「共済手帳」等 「運転免許証」又は「健康保険証」等 「実印」 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; float: right;">※注</div>											
5 借入申込書を作成します	「災害時貸付金借入申込書（様式㊦825-2）」 当機構でもご用意できます。											
6 貸借契約を結びます お手続きはお近くの商工中金本支店の店頭で共済契約者ご本人が行います。 右記書類に店頭でご記入、ご捺印ください。	「金銭消費貸借契約証書（様式㊦826）」											

※注

お申込み金額が、1,000万円を超える場合、確定申告書に添付した決算書（写）が必要となります。

個人情報保護法施行に伴い、契約状況等についてのお問い合わせは契約者ご本人のみのご案内となります。お問い合わせの際は契約者番号をご用意ください。

災害時用

令和 年 月 日

被災証明願

(団体名)

御中

住 所

契約者名又は氏名

㊦

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 法第15条第2項第8号に基づき貸付金(災害の影響により被害を受けたため事業安定資金)の借入に必要ですので下記について証明して下さい。
記

1. 災害の名称

2. 被災年月日

令和 年 月 日

3. 被災事業所の所在地

4. 被災事業所の名称

5. 被災状況～下記の(1)又は(2)のどちらかを記入する

(1) 直接被害の場合

イ. 事業所(○印を記入する)

全壊、半壊、消失埋没、流失、床上浸水

その他 ()

ロ. 主要な事業川資産

資産名	具体的な被害状況

(2) 間接被害の場合

イ. 売上高

1か月間の売上高減少 (A/B<100%)
(小数点以下切捨)

%

A. 災害発生後1か月間の売上高実績又は見込み

円

B. Aの期間に反応する前年同月の売上高実績

円

(注) 証明団体での確認方法: 帳簿、領収書等の提示により確認

ロ. 売上高減少(又は減少見込み)理由

--

(記入例) ①○○地震に伴うA社の罹災により、A社向け売上が見込めない、

②△△洪水の影響で住民が避難し売上が見込めない

(注) 証明団体での確認事項:

①売上減少理由の確認: 取引先元帳等の提示により確認

②売上減少理由が取引先企業の場合: 証明に当たっては下記書類の提示を求める

取引先企業が災害救助法等指定区域内にある場合・・・取引先企業が取得した被災証明書

上記以外・・・取引先企業が取得した罹災証明

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(団体名)

㊦